

貧困 足元にコロナ破産

8/15 朝刊

給料ゼロ 空の冷蔵庫 ■ 滞納支払いに児童手当促され

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、自己破産する人が後を絶たない。職場の休業、勤務時間の減少など、困窮家庭の暮らしは厳しさを増している。

「ずっと厳しかったが、コロナが決定的だった」

そう話すのは北新地の老舗ラウンジでホステスをしていた大阪市の40代女性だ。5月下旬に大阪地裁に申請し、自己破産した。

高校生1人と小学生2人を育てるシングルマザー。3年前に離婚したが、元夫からの養育費は最初の1年ほどで途絶え、ラウンジで働き出した。日給は2万円。出勤は週5日で、手取りは月35万円ほどだった。

しかし、店はコロナの影響で3月末から休業。店から休業手当は支払われず、300万円を超える借金が重くのしかかった。何とか生活しようとして、国の持続化給付金などを申請。6月に持続化給付金が支給されるまで冷蔵庫はガラガラ。食事は昼と夜の2食で菓子で空腹をしのいだ。

ラウンジは6月から再開したが、女性は夜の仕事をやめることにした。「やはり親子一緒に晩飯を食べべ

たいなって」。今は始めたばかりの衣料品のネットショップに希望を託すが、「コロナの影響で海外からの仕入れが止まらないか心配だ」という。大阪府高槻市に住む40代の男性も5月下旬に大阪地裁に自己破産を申し立てた。妻と妻の母親、中学3年の長男との4人暮らし。男性は配送の仕事でトラックを走らせ、月給は手取り約27万円あった。だが、コロナ禍で早番や土曜出勤がなくなり、50代の妻もパートを週1日減らされた。もともと生活は苦しく、長男が通



児童手当を市に預けられた形になり、弁護士に相談に来た女性（画像の一部を加工しています）

った市立保育所の保育料と、国民健康保険料を滞納していた。消費者金融への返済もあった。

妻が3月に市に相談に行くと、市の担当者から、夫の給与差し押さえを避けたいなら滞納分の早期納付をしてほしいと求められ、それが無理なら担保が必要と言われた。「担保となるものはない」と伝えると、4万円ずつ年3回支払われる児童手当を充てる手続きを促されたという。児童手当法は、児童手当の受給権

を担保にしたり差し押さえたりすることを禁じている。ただ、受給者本人の同意があれば、保育料や給食費の滞納分に充てることを認めている。妻は「児童手当は子ども暮らしを守る最後の砦なのに」と憤る。妻が同意書を代筆し、いったん市が児童手当を預かる形となったが、男性が「同意していない」と訴えて取り下げ扱いになった。それでも生活苦は変わらず、高校受験を控える長男への影響が心配だという。（市原研吉）

弁護士「生活保護制度の充実を」

最高裁によると、6月中に全国の裁判所が受理した個人の自己破産の申し立ては6467件（速報値）で前年同月比で178件増。微増にとどまるが、生活保護問題対策全国会議事務局長の小久保哲郎弁護士（大阪弁護士会）は「コロナ禍で弁護士が破産手続きを進められない時期があった」と分析。破産申し立てはさらに増えるとみている。

6月上旬に有志の弁護士らが全国で実施した電話相談会には、3日間で計約6200件が寄せられ、うち約5割が「生活保護を受けたい」といった生活費に関する相談だった。

背景にあるのが、生活困窮者の急増だ。回会議によると、4月中旬と

小久保弁護士は「生活困窮者は直ちに破産はしないが、そのリスクを抱えた『予備軍』の側面がある。債務の返済猶予や緊急小口資金などの貸付制度ではなく、生活保護の支給要件緩和などの制度を充実させるべきだ」と提言する。（平賀拓哉）